

## 平成27年度 第4回 武蔵野市男女共同参画推進委員会議事要旨

日時 平成28年2月4日(木) 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス スペースC  
出席者 権丈委員長、野田副委員長、小川委員、原委員、二子石委員、松井委員  
傍聴者 なし

### 議 題

- (1) 第3回委員会議事録の確認
- (2) 第三次男女共同参画計画の推進について
- (3) 男女共同参画基本条例(仮称)について
- (4) 今後の男女共同参画推進委員会の進め方について
- (5) その他

#### ■議題(1) 第3回委員会議事録の確認

資料1 議事録に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

#### ■議題(2) 第三次男女共同参画計画の推進について

資料2、資料5に基づき事務局が説明。

##### 【委員】

- ・就園状況調査で5歳時の未就園率が2.6%は、他自治体と比較してどうか

##### 【委員】

- ・全国平均は5%ぐらいである。

##### 【事務局】

- ・他区市と比べ本市の就園率は少し高いようだ。

##### 【副委員長】

- ・3～5歳児は、就園率が90%を超えているが、3歳児で63人、4歳児で43人、5歳児では29人の未就園者がいる。この中にはハイリスク群がいると思うが、十分な養育がされていない子どもたちは、子ども家庭支援センターで個別の事例を把握しているのか。虐待などにつながる可能性があるほか、母子家庭など何らかの問題を抱え支援が必要な家庭もあるため、もう少し個別の検討をしていただきたい。

##### 【事務局】

- ・本市の健康課が、赤ちゃん訪問事業により出産段階で家庭訪問をしている。そこで家庭の状況を把握し、不安がある場合には継続的に訪問している。1歳6カ月児健診や3歳児健診の際に手当てをしていくなど、いろいろ取り組みをしている。完全に把握することは難しいが、配慮が必要な家庭やお子さんについては、対応を考えている。
- ・虐待では、家庭に入っていくことを拒む家庭もあるため、実態把握が難しく、小学校へ入学した段階で把握することもあり、小学校でいろいろ苦労されている。

##### 【副委員長】

- ・資料5の男女共同参画推進センターの名称について、推進委員会では以前から共同参画ではなく男女平等が良いという意見が出ていた。また、各区市の条例の拠点施設を見ても、多摩市は女性センター、文京区は男女平等センター、台東区は男女平等推進プラザ、渋谷区は渋谷男女平等・ダイバーシティセンターという名称になっている。武蔵野市が男女共同参画という名称になった理由を伺いたい。

##### 【事務局】

- ・センター条例を制定する際に、推進委員会からのご意見もふまえ検討したが、現在本市がよりどころにしているものは男女共同参画社会基本法であり、また行動計画も第三次男女共同参画計画という名称で進めている。それらを受け継ぎ男女共同参画推進センターという名称にした。
- ・条例検討委員会で、条例自体の名称やセンターの名称に関する意見も出てくるが場合により男女共同参画推進センターという名称を変更することも可能である。

**【委員長】**

- ・市民意識調査を男女共同参画推進センターで実施するとのことだが、今までと同じ形態なのか。

**【事務局】**

- ・センター移転後は、本庁職員とセンター職員が一緒になり組織変更を行う予定である。調査・研究もセンターでやっていくことになる。調査の形態は従来と同じである。

**【委員長】**

- ・男女共同参画関係は、センターで一括して扱うということによろしいか。

**【事務局】**

- ・そうである。本庁とセンターが行っている業務を全て行うこととなる。

**【委員】**

- ・調査の実施主体はセンターと市のどちらになるのか。

**【事務局】**

- ・調査主体は市である。現在もセンターは市の組織の一部であるが、今後の組織名称はまだ決まっていない。

**【委員】**

- ・調査に関してはセンターと市のどちらがやってもよいと思うが、実施主体が市かセンターかにより回収率が全く異なるため心配である。

**【事務局】**

- ・調査をする際は市の名称を前面にして実施していきたい。

**【委員長】**

- ・第三次計画の進捗状況について、何か気づいた点や言い足りなかったことなどについてはいかがか。

**【委員】**

- ・市内の企業の取り組みが非常に遅れている。計画の中に幾つか書いてあるが、実質ほとんど機能していなく、市内企業対策はほとんど進捗していない。小さい企業が多くなかなか進めにくいところもあるが、5人や10人程度の企業でも、東京都のワーク・ライフ・バランス認定を取られている企業は幾つもある。市内で1、2社でも、そのような企業が出てくれば、少しは変わってくる。大企業以外の企業へ向けて、しっかりと取り組んでほしい。

**【委員】**

- ・商工会議所とコラボレーションはできないか。

**【事務局】**

- ・平成25年度に市内企業向けにワーク・ライフ・バランスの講座を行った。ワーク・ライフ・バランスの講座は2年に1回ずつ行っているが、今年度は市内企業向けが難しく、一般市民向けに変わった。商工会議所と何らかの形でタイアップをしていかなないと周知は難しい。生活経済課で商店会など連合体に向けた対策を実施しており、商店会としての取り組み状況はわかるが、個々の事業所の実態はなかなか把握できにくい。男女共同参画担当で一定の仕掛けをしていかなないと動かないと思う。
- ・東京都や都内の自治体でも男女共同参画に関する事業所実態把握調査をしており、

他区市の取り組み事例等もあるがきっかけが難しい。

**【委員長】**

- ・生活経済課とそういう話はするのか。

**【事務局】**

- ・庁内推進会議などで話はしているが、生活経済課自体も、現在、産業振興計画や条例制定で忙しいため手が回っていない現状だ。

**【委員長】**

- ・事業者向けセミナーはできないのか。

**【事務局】**

- ・子ども政策課と生活経済課と男女共同参画担当で、平成25年度に市内企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。
- ・商工会議所の副会長と、『まなこ』にWLBを進めている企業を紹介したいと話をしており、今後進めていきたい。『まなこ』掲載は一つの契機になる。
- ・女性活躍推進法ができ、努力義務ではあるが300人以下の企業にも何らかの取り組みが出てくると思うが、市としてのインセンティブがないと厳しい。
- ・厚労省の関係はいかがか。何かよい情報はあるか。

**【委員長】**

- ・具体的な取り組みは難しいところだが、最近の動きとしては、例えば、内閣府では、女性活躍推進法などに基づき、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業に対して公共調達で優遇することを検討している。その際、女性活躍推進法や次世代法の「くるみん」の認定制度などを活用することを考えている。
- ・市の情報誌「まなこ」で、地元の会社の頑張っている姿などが紹介されると、他の会社でもやってみようということが出てくるのではないか。早目に取り上げていただければと思う。

**【委員】**

- ・市内でも一生懸命やっている企業はあるので、企業を発掘しPRすることができればよい。頑張っている企業を市役所に紹介することも出てきたら良いと思う。

**【担当部長】**

- ・そういった企業が一定程度はあると思う。商工会議所にすべて加入しているわけではないため、加入していない会社も含め市でどのように把握できるか考えなければいけない。

**【事務局】**

- ・この分野の取り組み評価はCとDで課題である。商工会議所に加入している事業所の情報は、ある程度わかるため、そこから取り組みを進めることが良いと思う。

**【委員長】**

- ・セミナーを実施し、参加者が来なかったら仕方ないところもあるが、実施しないのはもったいない。

**【副委員長】**

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発だが、事業番号92番でやったことは、高齢女性に向けた健康講座ということでリプロではない。事業番号91番骨粗しょう症予防事業の実施に近い。男女共同参画市民協議会と共催した新型出生前診断講座は、リプロである。
- ・リプロというのは、性と生殖にかかわる権利と健康であるため、やはり、具体的には性感染症についての話、あるいは、望まない妊娠、予定しない妊娠、それを予防するための避妊の方法など、もう少しそういったことに特化し、テーマを決めていったほうがよい。

**【事務局】**

- ・リプロに関する最近の考え方では、生涯を通じた健康施策という意味合いが出ている。そういう意味では女性に特有な身体的な変化から骨粗しょう症も含めた健康講座を入れている。女性のための健康講座には、女性の美と健康という女性ホルモンの関連講座も含めている。リプロを広く捉えて事業報告として記載している。

**【委員】**

- ・子育て関係に伴う成果について、市のいろいろな努力によって、ここ数年、出生率が高まっている。一時期は0.77と非常に低かったが、最近の増加率は多摩の市の中でも一番多いぐらいで、また、生まれてくるほうで増えてきたということは、ぜひ成果としてPRをしていただいたほうがよい。  
その結果として、保育園や小学校、学童が足りなくなるということが起こってきているが、まず子どもを増やすというところでは、非常に成果が上がっている。

**【事務局】**

- ・評価していただいた点は担当のほうに伝えていきたい。
- ・出生率が高くなったことはうれしいが、待機児対策などがあるため、ストレートに成果をPRすることは言いにくいところもあるようだ。

**【委員】**

- ・市の予測以上に子どもが生まれているため、保育園や小学校が不足している。子どもが純粋に増えた数では、多摩の都市の中では1番、2番ではないか。

**【委員】**

- ・桜堤地域だけでなく、他にも増えているのか。

**【委員】**

- ・大野田地域も増えている。

**【委員】**

- ・東町も戸建て住宅のところで子どもの数が確実に増え、本宿小学校では今年も1年生は3クラス予定になった。

**【委員】**

- ・市役所の残業が非常に多いという問題に関し、市役所は人が増えない中で、仕事は増えていくため、トレードオフの関係にしていけないと、延々と市役所の仕事が増えていくこととなる。
- ・その解決策としては、ある程度事業が順調にいったら、市民に協働としてやっていただくといい。市民だけの力ではできない部分もあり、市役所がやらなくてはいいけないが、市民のほうも協力していかないといけない。

**【事務局】**

- ・男女共同参画の分野で市民協働のあり方についてご意見をいただければありがたい。

**【委員】**

- ・武蔵野市のコミュニティー施策が、他の市で問題なく運営できているということは、あまり聞かない。ものすごい実験を市民を使ってやったわけだ。
- ・行政とやらなければならないことを一緒に進めていくためのテクニックと言っているのかどうかかわからないが、もう少し双方意識的に話し合うことは、きちっとあるといいと思っている。
- ・昨日、女子大通りの拡幅の問題で、当事者の方たちの集まりがあった。一緒に考えていきましょうというよりも、知らせてもらってなかった。市から封書で1軒、1軒、事前に通知すべきだという意見が出てしまう。その辺のところ、市民全員がなれていなく、まだ双方、完全にやり方のルールが浸透していない。

**【事務局】**

- ・総論賛成各論反対のところがあり、市民協働は大いに賛成で、みんなで話し合っている話になるが、個別の問題になったときに難しいところがある。

**【委員】**

- ・それを乗り越えないと、なぜコミュニティー方式でやってきたかということは、意味がなくなってくる。

**【事務局】**

- ・男女共同参画分野での市民協働では、登録団体と一緒に何かやるとか、市民協議会に事業委託しているが、それも一つの市民協働の形である。今後どういうふうに市民協働を進めていけばいいのか大きな課題である。

**【副委員長】**

- ・条例が成立したときに、大々的に広報し市民の意識を高めるなど、少し裾野を広げてみてはいかがか。

**【事務局】**

- ・多摩市は条例ができて2年目になるが、市民団体の主催で条例を市民生活に生かそうという講演会を、毎年開催している。条例の趣旨を周知することが課題だという話もあるようだ。武蔵野市も条例ができた段階で、市民に条例を知ってもらい、活用してもらえよう具体的な取り組みをしなければいけない。

**■議題（3）男女共同参画基本条例（仮称）について**

資料3，4議事録に基づき事務局が説明。

**【委員長】**

- ・審議会のところに関して、武蔵野市では、通常は委員会と言われるのか。

**【事務局】**

- ・審議会名称について、条例検討委員会の中で、審議会か推進委員会のままにするか、これから検討する。

**【委員長】**

- ・委員会より審議会のほうが格上だとか、公募市民が入っていることが慣例だとか、名称の違いによる特徴はあるのか。

**【事務局】**

- ・はっきりと違いが言えないため後日調べる。

**【委員長】**

- ・条例案を考えていく上では、市民協議会の条例案がベースになっているのか。

**【事務局】**

- ・資料にまとめた5つの事例はあくまでも参考資料として提出している。条例検討委員会では、市民がつくったという意味で、市民協議会の条例案に多くの意見がある。

**【委員長】**

- ・市民協議会条例案の審議会条項については、審議会をつくって、しっかり審議していくという点はよいと思うが、かなり細かな点も書き込まれている。設置要綱など規定で定めてもよい部分もあるのではないか。

**【事務局】**

- ・市民協議会条例案は、多摩市の条例を参考にしているようで、多摩市条例では審議会について細かく規定している。

**【委員長】**

- ・例えば、市民協議会条例案の男女いずれか一方の審議会委員の数が総数の4割などは男女共同参画の点から理想ではあるが、これを直ちに条件とすると厳しいだろうという感じはする。

**【事務局】**

- ・条例で規定されると制約がとても強くなる。審議会条項以外のところでも、条例検討委員から少し具体的すぎるのではとの発言がある。

**【委員】**

- ・協議会の考えとしては、市のトップが変わることにより審議会等の考え方も大きく変わってしまい、市民公募といった条件がないものにされてしまうと困るという思いが、強くあった。トップが変わっても、市民がしっかりと審議会に参加できる形で実行されてほしいという意味が込められている。

**【委員長】**

- ・市民協議会の思いはとても感じる。
- ・従来の推進委員会では苦情の処理は行っていなかったが、今後は推進委員会または審議会において、苦情の処理を行うということか。

**【事務局】**

- ・苦情処理については、区条例では苦情処理委員会を設置せず、区が直接苦情を処理するとしている。苦情処理委員会を設置するかしないかどちらにしても、推進委員会又は審議会において、苦情処理の審議又は報告がなされるものと思う。

**【委員】**

- ・多摩市や市民協議会は「苦情処理委員は3人以内とし、公募委員を含む審議会委員の中から」としているが、審議会12名のうち3名は、苦情処理委員になるということか。

**【事務局】**

- ・市民協議会案や多摩市については、苦情処理委員が審議会のメンバーでなければいけないとなっている。文京区などでは、審議会のメンバーが、苦情処理の委員を兼ねるということではない。どちらがよろしいのか今後の検討である。

**【委員長】**

- ・苦情処理委員は、弁護士など専門的な知識がなければいけないものか、一般人でもいいのか。

**【事務局】**

- ・多摩市の場合には、弁護士とジェンダー関係の有識者が含まれている。

**【委員長】**

- ・苦情処理の事例はどうか。

**【事務局】**

- ・多摩市では、条例ができた次の年に1件あったようだ。文京区や台東区では、今のところ苦情申請はないと聞いている。

**【委員長】**

- ・苦情がそんなに多くなければ、審議会が苦情の処理も取り扱うことも可能だと思うが、個別の事案の対応などもすることになると、審議会メンバーの責任がかなり重くなるように思う。

**【委員】**

- ・市民公募の委員が苦情処理委員も一緒に兼ねるといったとき、応募する市民がいるのか。これは非常に重い。

**【副委員長】**

- ・文京区には「苦情は推進会議の意見を聞いて処理する」とあるが、処理するのはどこか。男女共同参画係やセンターというところが処理するのか。

**【事務局】**

- ・苦情処理の窓口はどこの自治体も男女共同参画担当の窓口が受け付けしている。文京区だと、おそらく担当が案件に応じた関係部署と一緒に調査し、それを審議会に報告し、対応するということと思う。
- ・多摩市では窓口は男女担当だが、それを審議会に報告し、苦情処理兼務の委員が、関係部署にヒアリングに行くなど、直接動くような形と思われる。

**【委員長】**

- ・審議会の委員が直接動くような形は、なかなか厳しい気がする。

**【事務局】**

- ・現在、推進委員会は6人体制だが、条例において推進委員会に苦情処理を兼ねるということに決まれば、弁護士等を含め12名とか10名とか委員の人数が必要になる。

**【委員長】**

- ・推進委員会や審議会に報告し意見を聞くなど、情報を共有することは良いことだと思う。ただ、推進委員会の委員が苦情処理委員を兼務し直接苦情処理に当たるとなると、なかなか大変だろう。

**【事務局】**

- ・多摩市などでは審議会などより具体的に書いているが、文京区等では柔軟な対応ができるような書き方になっている。

**【委員長】**

- ・多摩市以外の市も、やはりそういう傾向があるのか。

**【委員】**

- ・最近のほかの県は、審議会の委員が苦情処理委員を兼務するところが多いようだ。市だけに相談して、第三者に聞かないと不安だという要素があり、苦情処理委員会がないと困るということで、最近の条例では折り込まれている。
- ・審議会の委員が兼ねる場合が多いが、専門職を3人立てると規定されている自治体もある。

**【委員長】**

- ・苦情の内容ではどういう事例があるのか。

**【事務局】**

- ・例えば、ポスターの内容や男女平等教育の取り扱いなど。

**【委員】**

- ・審議会委員の構成について、男女比や若い人や勤務している人など幅広い層が参加できるように選考していただきたい。市の実情をわからないとしようがないため、在住・在勤の方を8割以上にするなど、あってもよいのではないかと。

**【事務局】**

- ・多様性は一つのキーワードである。

**【委員】**

- ・福祉関係だと1号被保険者とそれ以外という枠がある。

**【事務局】**

- ・条例検討委員会で公募委員を募集したときも、勤務している若い女性からも応募いただいている。委員構成では今後も留意したい。

**【委員長】**

- ・この他のところで意見をいただきたい。

**【委員】**

- ・資料提出した最近の男女共同参画条例の施行・検討状況について、都内では、昨年1月に台東区が施行され、一番最近では平成28年の1月1日に鳴門市で施行されている。
- ・先に議論になった「ですます調」について、鳴門市は「ですます調」で全て書かれている。条例の前文では「ですます調」が結構多いが、本文になると、「である調」が多い。また、子ども条例では、大半の条例が「ですます調」である。条例は全部「である調」でなくてはいけないということではなくて、「ですます調」も十分ありますということ、条例検討委員会にも伝えていただきたい。

**【委員】**

・おそらく、相模原市もそうである。

**【委員】**

・2～3年前は「ですます調」も何件もあるが、最近では鳴門市だけである。

**【事務局】**

・自治体ごとに条例の考え方がありますが、本市はオーソドックスな形を尊重しており、庁内で調整が必要である。情報については条例検討委員会に伝えていきたい。

**【委員】**

・基本理念について、武蔵野市のキーワードとして、市民協働はいかがか。コミュニティセンターやテンミリオンハウスなど武蔵野市の市民参加はほかの市町村よりも非常に進んでいる。男女共同参画では市民参加があるべきなので、市民協働を基本理念になるように、武蔵野市らしさでもあり、ぜひ入れ込んでいただきたい。

**【事務局】**

・本市は市民協働や市民参加を推進しており、コミュニティー構想もとても大事にしている。市民協働や市民参加など特色と思っているので、条例検討委員会には伝えていきたい。

**【委員長】**

・市民協議会のものは、とても丁寧で思い入れが伝わってくる。

**【委員】**

・ダイバーシティ的な要素についてはいかがか。性別に関わりないことは大切で、いつものとおりだが、武蔵野市は、外国出身の方はわりと多い。そういった方々も含めたダイバーシティ条例のほうがよいと思うが、そういった視点は入らないのか。

**【委員】**

・ダイバーシティの要素を入れようとはしている気はする。

**【事務局】**

・昨年の推進委員会でも、ダイバーシティに関する話をいただいた。また、条例検討委員会でも、男女平等を推進するうえでダイバーシティを名称に入れると「性による差別」の問題が少し薄まるのではと危惧する意見も出ている。

・基本理念に関して、外国人を含む国際社会や特に困難な状況にある人などについても議論されているところである。

**【委員長】**

・幅広くカバーしたいということもあるが、広くカバーし過ぎると、大事なところが薄まってしまうため難しい。

**【事務局】**

・市民の思いはよくわかるが、私たちがこの条例でやるべきところは何か、性差、性別に関わる差別の解消に関することを中心課題とするべきではないかというご意見もいただいている。

**【委員長】**

・多摩市の場合は非常に細かく、一方で、文京区の場合は簡潔に書かれている。武蔵野市はどういった感じになりそうか。

**【事務局】**

・条例は、具体的な施策や事業を体系的、計画的に進める行動計画を策定する際の基本的な指針になるため、できるだけ普遍的な言葉でまとめていくことが必要になる。あまり細かくすると対応が取れなくなるのではないかと思っている。

**【委員長】**

・条例は、条文と別に説明もつけ、パンフレットなどで周知する形か。

**【事務局】**

・小・中学校にも周知していきたいと考えているため、個々の条文に対しての説明を



つけたパンフを作成する予定だ。武蔵野市は、すでに憲法をわかりやすく説明している「子どもとおとなの日本国憲法」を作り、市内の子どもたちに配布している事例があるため参考にしたい。

**【副委員長】**

・第三次計画の基本施策が条例に反映されていくということか。

**【事務局】**

・文京区は概ねそのようなつもりと思うが、本市の計画にある基本目標である啓発や人権、WLBなどを条例の基本施策で規定し、それに基づく具体的な施策・事業は行動計画で盛り込む方法もある。

**【副委員長】**

・推進委員会が何度も議論を重ね、今までの行動計画ができてきているため、私たちが策定した行動計画を大切にさせていただけたらという気持ちがある。

**【事務局】**

・条例は、個別計画をつくる際の指針という意味合いもあるため大切にしたい。

**【委員長】**

・以前も確認したが、条例に関して今後どうなるのか。

**【事務局】**

・今後の進め方については、起草委員会で一定のたたき台をつくり、検討委員会でもんでいただき、条例の素案となる提言をまとめる予定である。6月か7月ぐらいまでに、中間まとめをつくっていただき、その際に推進委員会とは、直接または文書で意見交換の場を設ける予定である。

・その後、市民意見交換会を開催するかについては、検討委員会で検討していただく。市民の方々にも、何らかの意見交換ができる場があるとよい。

・最終的には9月に委員会を終え、10月に答申をいただき、それを受け市の条例案をつくり、その条例案をもとにパブリックコメントを実施する。最終的には、3月議会、もしくは6月議会に提出する予定である。

**【委員】**

・協議会条例案や委員会意見まとめにも載っていないが、小金井市は条例の中にジェンダー統計を入れている。入れたほうが、後でいろいろとやりやすいということもあったが、ジェンダー統計をしっかりと出しているところは、全国でそんなくない。

**【事務局】**

・女性活躍推進法で一定の数値目標や実態把握が義務づけられた。又、女性の管理職比率や委員会の女性比率などの統計を取っており、一定のジェンダー統計といえる。

**【委員長】**

・ジェンダー統計を条例で定めている自治体はどれくらいか。

**【委員】**

・ジェンダー統計をしっかりと定めている自治体は、まだ全国で数市しかない。

**【委員長】**

・条例で規定しておけば進むだろうが、どの程度やるのかということもある。

**■議題（４）今後の男女共同参画推進委員会の進め方について**

**【事務局】**

・本推進委員会の任期は、平成27年10月から平成28年9月までで、通常であれば本日の4回目で最終回になる。6、7月ごろに条例検討委員会との何らかの意見交換を考えているため、引き続きよろしくお願ひしたい。

・次の委員会について、平成28年度は計画策定の中間年であるため、回数は4回程度としたい。第4次計画策定に向けた準備という意味合いも含め、改めて公募委員を

募集し人数を増やす予定である。その上で、第三次計画平成27年度の評価と第4次計画に向けた課題や意識調査について協議していただきたい。

- ・第4次計画案は、平成29年10月から30年9月の推進委員会で策定していただく予定。

■議題（5）その他

- ・第4回議事録について、後日メール等で修正していただきたい。
- ・マイナンバーの手続きが未済の委員は、後日連絡させていただきたい。
- ・条例検討委員会との意見交換は、改めて日程調整等させていただきたい。

— 了 —